

目 標 年 度
平成 3 7 年度

香川県果樹農業振興計画書

平成 2 8 年 3 月

香 川 県

目 次

I	果樹農業の振興に関する方針	1
1	果樹農業の好循環と連携の強化	
2	ブランド化など戦略的な需要拡大	
3	担い手の育成・確保	
4	生産基盤の強化の推進	
5	輸出に向けた取り組み	
II	果樹農業振興計画の対象果樹と振興方針	6
	表 1 品目区分および推進品種	
	表 2 各品目における振興方針	
	表 3 各品目の栽培面積と生産目標	
III	地域の自然的経済的条件に応じた果樹園経営の指標	9
	表 4 経営類型別営農モデル（個別経営体）	
	表 5 経営類型別営農モデル（認定就農者）	
IV	土地改良その他生産基盤の整備に関する事項	12
V	果実の流通および加工の合理化に関する基本的な事項	13
	(1) 果実の流通・販売体制に関する基本方針	
	(2) 果実の加工品開発に関する基本方針	
	表 6 果実の用途別出荷量の見通し	
	表 7 選果施設の整備	
VI	その他必要な事項	17
	(1) 食の安全・安心に関する取り組みの推進	
	(2) バイオマスの活用	
	(3) その他	
	(参 考 資 料)	18
	(1) 農家数	
	(2) 農家世帯比率	
	(3) 農業就業人口と基幹的農業従事者	
	(4) 農業産出額	
	(5) 作付延べ面積と耕地利用率	
	(6) 「さぬき讃フルーツ」の生産振興目標	

I 果樹農業の振興に関する方針

本県の果樹農業は、温暖な気候や自然災害が少ないなどの恵まれた立地条件のもとで、瀬戸内海の沿岸部や島しょ部でうんしゅうみかん等のかんきつ類が、内陸部ではもも、ぶどう、かき、キウイフルーツ等の落葉果樹が栽培される等、地域の特性を活かした多彩な産地が形成されている。

主要な果樹の栽培面積は、平成25年度で2,497haと全耕地面積の約8%、畑地面積の46%を占めている。また、その産出額は、平成25年度で約58億円となっており、農業産出額の8%となっている。

こうした中で、本県の果樹生産は、高齢化の進展などにより、栽培面積は、5か年間で165haの減少となっている。さらに、燃油や資材費の高騰等による高コスト化などに加え、果実の需要量も年々減少しており、果樹農業者の生産意欲の減退や生産基盤の脆弱化が進みつつある。

一方、本県においては、「小原紅早生」、「さぬきゴールド」などの本県のオリジナル品種、シャインマスカットなど「さぬき讚フルーツ」を中心とした高品質な果樹については、市場評価が高く、高値で販売されるなどブランド化が進みつつあり、こうした県オリジナル品種などへの転換により「さぬき讚フルーツ」の作付面積は着実に増加している。

また、健康志向のほか、生食用需要の減少や加工品需要の増加など食の多様化、簡便化志向が強まるなど、消費者ニーズが多様化する中で、マーケットインの発想により、こうした状況に対応したきめ細かな生産・販売対策も重要となっている。

このような状況を踏まえ、農業団体や流通関係者などの関係団体等との連携により、有利販売が行われている品種・品目への転換や生産拡大を積極的に促進するとともに、「戦略的な流通販売」によるブランド力の強化に努めることにより、消費者ニーズに即した果樹生産体制を確立し、「儲かる農業」の実現により農業所得の向上を図ることを目標とする。

そこで、国の「果樹農業振興基本方針」（平成27年4月27日公表）および「香川県農業・農村基本計画」（平成28年3月策定）に即し、本県果樹農業の持続的発展に向け、生産基盤の強化やブランド化の推進、担い手の育成・確保、輸出に向けた取組みを基本とした施策を展開するものとする。

1. 果樹農業の好循環と連携の強化

本県の果樹農業の振興を図るには、各地域にあった果実を生産し、消費者からそれが高く評価され、所得の向上をもたらし、さらに、規模拡大や次世代への承継が円滑に進み、持続的な経営発展を通じ、広く果樹産地の所得向上につながっていくという、所得向上に向けた果樹農業の好循環を形成するための施策を講じていく必要がある。

そのためには、ブランド化の推進、規模拡大、労働力の確保等について産地が一体となって取り組む必要があり、地域の生産者や農業団体、農業改良普及センターなどで構成する「産地協議会」が中心となって、地域の実態にあった果樹農業の振興を図るため、市場関係者や大学関係者、農地中間管理機構などと連携し、産地の強みを活かした取り組みを推進する。

2. ブランド化など戦略的な需要拡大

(1) 多様な流通・販売形態に応じたブランド化の推進

卸売市場を通じた出荷販売を基幹としながら、主たる実需者である量販店や地域に密着した小売業など多様な流通形態に対応すべく、果実の品質や出荷形態を見直すなど流通業者、販売業者等との連携のもと消費者ニーズに即した販路拡大に努める。

特に高品質果実については、果実専門店や百貨店などの高水準なニーズに基づく供給を行うことにより、ブランドの強化を図る。

また、県、農協職員による消費・流通動向調査を行うとともに、東京など大消費地における販路拡大のため、アンテナショップなどを利用した試験販売や市場・流通関係者を産地へ招聘した商談会などの開催や実需者と連携したPR活動、各種広告媒体を活用した普及・宣伝を支援する。

(2) 「さぬき讃フルーツ」の需要拡大への取り組み

香川県では、県オリジナル品種を中心とした果物で、県が認定した生産者が栽培し、糖度など一定の品質基準を満たしたものを「さぬき讃フルーツ」として推奨している。

「さぬき讃フルーツ」については、ブランド力の強化を図るため、ホームページでの紹介に加え、県内、県外の重点取引市場においてPR活動を展開するとともに、さぬき讃フルーツ大使によるキャンペーン活動により、消費者に対する認知度向上の取り組みを行う。

また、マスターショップの設置及びバイヤーとの産地交流会の開催により販路開拓に努める。

(3) 食育の推進

食育の推進としては、小学校における出前講座でのオリジナル品種の紹介のほか、親子を対象としてのなしやぶどうの収穫体験や産地交流会の実施、学校給食として「さぬきキウイっこ」の提供など、県産果実、県内産地に対する理解や関心を高める活動を促進するとともに、果実のもつ栄養性や機能性などの啓発などに努める。

（４）オリーブ加工品等を活用した新需要の創出

オリーブについては、生産拡大、オリーブ関連商品の開発などによるオリーブ産業強化のための戦略を策定し、それに基づき施策展開を行う。

例えば、オリーブオイル、オリーブ果実に含まれる健康に良いとされる機能性成分の科学的な立証を行うとともに、オリーブ牛などオリーブ関連商品の機能性成分について検証を行い、健康に良い商品としてPRを行う。また、オリーブの搾り果実や葉などを活用した商品群の開発を行う。

6次産業化に取り組む農業者等に対して、商品の付加価値化支援や見本市出展支援などによる商品づくりを支援するため、個別相談会の開催や課題解決に向けたアドバイスの実施を行う。

また、県オリジナルキウイフルーツ「さぬきゴールド」におけるビタミンC・Eの栄養性機能表示によるPRを行うとともに、「小原紅早生」におけるβ-クリプトキサンチンなど本県オリジナル品種が有する機能性成分について分析評価を行い、機能性表示制度の活用による消費拡大を促進する。

さらに、「さぬきキウイっこ」について、流通関係者と連携し、実需者の意向を踏まえた少量パックを製作するなど、県産果実の新需要の創出に向けた取り組みを促進する。

3. 担い手の育成・確保

果樹産地においては、認定農業者、農業生産法人などの担い手を中心に多様な農業経営が展開されており、今後、こうした担い手が核となった産地単位の生産拡大や産地基盤の強化が図れるよう、担い手を明確化する。

特に、経営規模の拡大を目指す意欲ある担い手に対し、優良品目・品種の改植等の支援に加え、未収益期間に対する支援を行うとともに、農地中間管理機構との連携や農作業支援システムの構築などにより担い手の経営規模の拡大を促進する。

また、果樹栽培の新たな担い手を確保するため、関係機関・団体との連携のもと、県農業大学校の果樹コースの活用のほか、香川県農業協同組合の「農業インターン制度」、県の「かがわアグリ塾」など、新規参入者や定年退職者の就農を支援するとともに、各産地における後継者に対するきめ細かな講習会の実施などを推進する。

特に、果樹経営においては、技術の習得において新規参入しにくい環境にあることから、「のれん分け就農者」などを進めるとともに、円滑に優良園地の継承が行えるようにする取り組みを促進する。

さらに、農業者の経営安定を図る観点から、セーフティネット措置として、気象災害による減収を補填する果樹共済について加入推進を図る。

4. 生産基盤の強化の推進

（１）高品質なブランド果樹の生産拡大

「さぬき讃フルーツ」については、生産者の高度な栽培技術による品質の高さから、消費者から高い評価を得ており、市場からは強く生産拡大を求められている。

こうした「さぬき讃フルーツ」などについて、高品質を維持しつつ、需要に応じた

生産拡大を推進するため、適地適作を基本とし、必要な機械施設の整備の支援や一層の高品質化に向けた栽培技術の開発・普及に取り組むとともに、優良園地の円滑な継承を促進するとともに、一層の高品質化に向け、選果データの活用を推進する。

また、かき、びわ等の果樹については、優良品種への転換や高品質化に向けた栽培技術の開発・普及を図ることにより、消費者ニーズに即したブランド化を推進する。

（２）果樹産地の生産基盤の強化

本県果樹産地の持続的発展を図るためには、果樹の種類および品種特性に即した適地適作を基本に、優良品種等への新植や改植、園地の改良、園内道整備などの土地基盤整備のほか、立地条件に即した高性能農業機械・施設導入などを一体的に整備し、優れた品質と高い生産性を有する優良園地の拡大により、生産基盤の強化を図る必要がある。

特に、かんきつ類、もも、ぶどう、かきなど広域生産団地を形成する品目について、各産地協議会で策定する産地計画に基づき、作業性の高い園地の再編整備や高品質栽培管理機械施設の導入を推進する。

これらの品目のほか、びわ、キウイフルーツなど生産部会組織については、農協の広域合併やブランド化に対応した選果機の機能向上を含めた集出荷場の再編整備に伴う生産販売に対するスケールメリットを最大限に生かすよう組織の統合を推進する。

（３）園地集積と荒廃農地対策

産地協議会を通じた農業委員会や農地中間管理機構との連携により、農地情報の共有化や効果的な情報提供を図り、今後も継続的に生産を担う農業者へのまともりのある園地の集積を推進する。

また、離農や規模縮小する農家の優良園地については、地域の担い手や農業団体、さらには農地中間管理機構などと連携し、産地全体としての園地の総合的な利用やオリーブやキウイフルーツ栽培への企業等の参入促進など、産地の活性化のための面的かつ幅広い取り組みを推進し、園地の流動化を図る。

（４）新品種・新技術の開発・普及

これまで本県では、「小原紅早生」やキウイフルーツなどにおいて、市場評価の高い、オリジナル新品種を育成してきたところであるが、今後、産学官が連携した取り組みをより一層展開することで、効率的かつ迅速に新品種の育成や新技術の開発に努める。

さらに、ＩＣＴ（情報通信技術）、農業用アシストスーツなどのロボット技術等の先端技術を活用したスマート農業についても研究開発に努める。

（５）優良種苗の安定供給

本県のオリジナル品種などの優良品種への円滑な転換や生産拡大を図るためには、優良種苗を円滑に供給する体制の構築が重要である。

このため、県園芸総合センターの原母樹園において、県オリジナル品種（「小原紅早生」やキウイフルーツ）を中心とした品種の保存に努めるとともに、ぶどう「ピオーネ」等のウイルスフリー穂木を安定的に供給するため、優良種苗の生産・供給体制の整備に努める。

（６）需給調整対策の円滑な推進

全国的に生産量が多いうんしゅうみかんについては、国との連携のもと、引き続き、生産者団体が中心となった計画生産・出荷について支援するなど、価格安定のための対策を講じる。

（７）鳥獣被害対策、地球温暖化、病害虫への対応の一層の推進

安定生産に影響を及ぼす鳥獣害、病害虫被害については、生産意欲の減退を招き、廃園や耕作放棄につながることから、地域ぐるみによる着実な対策を推進するとともに、国や関係機関等と連携し、被害防止対策の徹底を図る。

また、地球温暖化が進行する中、高温等の影響で、うんしゅうみかんの浮き皮、ぶどうの着色障害等が発生していることから、日焼け等の果実の障害の発生を抑えるための薬剤散布や障害を回避する作型の導入などを推進するとともに、長期的な対策として、地球温暖化の影響を受けにくい品種・品目の開発や導入について検討する。

５．輸出に向けた取り組み

高度な栽培技術で生産された高品質な県産果実を国内と同等以上の手取価格で販売できる輸出の環境整備は、農家所得の向上を図るために重要である。

輸出にあたっては、相手国のニーズを把握するとともに、輸出相手国の検疫条件に加え農薬残留基準についてもクリアすることが必要であることから、今後、輸出の拡大を図るため、国や関係機関と連携し、輸出相手国に対応した栽培基準を確立するとともに、流通関係者などと連携し、本県果実の輸出拡大に向けた取り組みを推進する。

Ⅱ 果樹農業振興計画の対象果樹と振興方針

生産基盤の強化推進を図るための推進品目、振興方針は下記の通りとし、品目ごとの目標面積を定める。

表1 品目区分および推進品種

【ブランド品目、品種及び主要品目】

区分	品 目		品 種 名
主要 品目	かんき つ類	うんしゅう	ゆら早生、小原紅早生、石地、寿太郎温州、
		みかん	青島温州
		中晩柑	不知火、せとか
	ぶどう		シャインマスカット、ピオーネ（県選抜優良系統）
	もも		日川白鳳、あかつき、なつおとめ
	キウイフルーツ（さる なし含む）		香緑、さぬきゴールド、讃緑、香粹、 さぬきエンジェルスイート、さぬきキウイっこ、 さぬき花粉力（雄木）
	オリーブ		ミッション、ルッカ、マンザニロ、 ネバディロブランコ
	なし		幸水、豊水
政令 品目	かき		早秋、太秋、富有
	びわ		茂木、田中、なつたより

※その他：各産地が策定する果樹産地構造改革計画に明記した品目及び推進品種

表2 各品目における振興方針

区分	主要品目	短期的方針 (H. 32 目標)	長期的方針 (H. 37 目標)
主要品目	かんきつ類	・遊休施設の有効利用(雨除け等) ・小原紅早生優良系統の探索 ・優良品種等への改植 45ha ・優良品種の高品質安定生産の確立 ・高品質化を目的としたマルチ栽培やマルチドリップ灌水同時施肥栽培の推進	・低コスト・高品質栽培の推進 ・優良品種等への改植 65ha ・ブランド品種を中心とした新たな集出荷施設の整備
	ぶどう	・シャインマスカットを中心とした優良品種への改植 20ha ・生産販売戦略に基づく作型誘導 ・ピオーネ優良系統苗木の安定供給	・優良品種等への改植 30ha
	もも	・優良品種等への改植 15ha ・園地転換による新たな産地づくり検討 ・品種構成の改善	・優良品種等への改植 25ha ・広域集出荷による戦略的販売 ・地産地消への取組の強化
	キウイフルーツ	・県育成品種の面積拡大 14ha ・県育成品種の販売体制強化 ・キウイフルーツ専作農家の支援 ・栄養機能食品表示等を活用した販路開拓 ・健全な花粉確保対策の検討・支援	・県育成品種の面積拡大 20ha ・大規模経営化に向けた園地集積 ・貯蔵・追熟施設再編整備
	オリーブ	・生産面積の拡大 65ha ・加工処理施設の整備 ・新たな加工品開発による需要の拡大とブランド化の推進	・機能性成分に注目した新商品の開発 ・国産オリーブの消費拡大の推進
	なし	・新技術(ジョイント栽培等)の検討支援 ・高糖度果実の生産性向上対策支援	・広域集出荷による戦略的販売
政令品目	びわ	・優良品種の選定と改植推進 ・ブランド化の検討 ・農作業支援体制の検討	・集出荷調製支援体制の整備による産地の活性化
	かき	・太秋等優良品種への改植等 ・他品目との複合経営の検討	・広域集出荷による戦略的販売 ・早期成園化、省力低コスト栽培の検討
品目共通		・他産業からの新たな担い手の確保、担い手への園地集積、作業支援体制の構築 ・プロジェクト活動を通じた重点課題の早期解決 ・優良品種系統の継続的な探索 ・関係機関と連携した自然災害時の迅速な対応 ・環境に配慮した果樹生産の推進 ・食の安全・安心の推進(適正な食品表示の徹底とトレーサビリティの推進) ・「さぬき讃フルーツ」等ブランド産品への誘導 ・産直販売など地産地消による流通コストの低減 ・海外輸出等による販路拡大の推進 ・機能性成分表示、食育や産地交流による需要拡大 ・実需者ニーズに基づく果樹産地構造改革計画の見直しと着実な実行	

表3 各品目の栽培面積と生産目標

(単位：ha、kg／10a、t、%)

作目 (種類)	現況(平成 26 年)			目標(平成 32 年)			目標(平成 37 年)			現状対比(37 年／26 年)		
	栽培 面積	反収	生産量	栽培 面積	反収	生産量	栽培 面積	反収	生産 量	栽培 面積	反収	生産量
うんしゅ うみかん	1,220	1,400	15,800	1,123	1,400	13,400	1,022	1,500	13,030	84	107	82
ぶどう	206	834	1,560	200	1,000	1,900	197	1,100	2,100	96	132	135
もも	216	801	1,490	197	850	1,600	191	1,000	1,800	88	125	121
キウイ フルーツ	52	1,370	658	63	1,550	930	74	1,650	1,160	142	120	176
オリーブ	188	204	383	235	213	500	285	230	658	152	113	172
なし	38	1,510	544	36	1,550	530	34	1,650	530	89	109	97
びわ	82	379	288	75	500	410	70	700	420	85	184	146
かき	212	869	1,730	199	900	1,600	188	950	1,500	89	109	87
主要品 目合計	2,214	—	22,453	2,128	—	20,870	2,061	—	21,198	93	—	94

※現況(平成 26 年)は、農水省調べ(オリーブは県農業生産流通課調べ)

Ⅲ 地域の自然的経済的条件に応じた果樹園経営の指標

効率的かつ安定的な果樹経営の目指すべき指標として、現に県内で展開している経営事例を踏まえ、個別経営体と新規就農者の営農類型及び品種、栽培条件などの前提条件を表4、表5に示す。

これらの営農類型は、標準的な家族経営を想定し、県下全域において展開している多様な類型の中から、特に本県で推進すべき品目の将来目指すべきモデルを提示する。

なお、経営類型については、地域の自然的経済的条件のみならず、農家毎の経営環境の違いあるいは経営目標に即した営農類型の構築が必要であることから、面談型経営支援システム等を用いた農家毎の果樹経営類型の構築を進めることとする。

表4 経営類型別営農モデル（個別経営体）

No.	経営 類型	経営 規模 (ha)	経営概要 (ha)	労働 力	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	前 提 条 件
1	みかん＋中 晩柑＋びわ	2.9	露地みかん (小原紅早生) 0.5 (早生温州) 0.5 (普通温州) 1.6 中晩柑 (不知火) 0.2 びわ (茂木・田中) 0.1	基幹1 名 補助1 名	520	3,462 (7,224)	【露地みかん】 ●「小原紅早生・早生温州」マルチドリッ プ灌水同時施肥栽培 ●「普通温州」隔年交互結実・ドリッ プ灌水同時施肥栽培 【露地中晩柑】 ●「不知火」マルチドリッ プ灌水同時施肥 栽培 【びわ】 ●「茂木」5a、「田中」5a
2	キウイフル ーツ	0.8	さぬきゴールド 0.3 香緑 0.3 さぬきキウイっこ 0.2	基幹1 名 補助1 名	553	2,076 (2,210)	【キウイフルーツ】 ●一文字整枝、溶液授粉 ●非破壊糖度センサーによる生育予測と園 地区分 ●さぬきキウイっこはTバートンネル栽培
3	施設ぶどう ＋露地ぶど う	1.0	施設ぶどう (シャインマスカット) 0.2 (ピオーネ) 0.5 露地ぶどう (ピオーネ) 0.2	基幹1 名 補助1 名	554	3,197 (3,882)	【施設ぶどう】 ●シャインマスカット 1月末加温20a ●ピオーネ 2月上旬加温30a、無加温（3月上 ～中旬被覆）20a ●ジベレリン1回処理 【露地ぶどう】 ●トンネル栽培 ●ジベレリン1回処理
4	施設もも＋ 露地もも	1.6	施設もも(早生)0.1 露地もも(早生)0.5 〃 (中生) 0.5 〃 (晩生) 0.5	基幹1 名 補助1 名	516	3,487 (5,475)	【施設もも】 ●日川白鳳 ●加温栽培 【露地もも】 ●早生：日川白鳳、中生：あかつき、晩生： なつおとめ

- ・ 1 経営体当たり労働時間欄の上段は経営内労働力での年間労働時間、下段（全労働時間）は雇
用を含む年間労働時間。

表 4 続き 経営類型別営農モデル（個別経営体）

No.	経営 類型	経営 規模 (ha)	経営概要 (ha)	労働 力	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	前 提 条 件
5	オリーブ＋ 中晩柑	1.0	オリーブ (マンザニロ) 0.3 (ミッション) 0.4 (ルッカ) 0.1 露地中晩柑 (不知火) 0.2	基幹1 名 補助1 名	456	2,736 (2,864)	【オリーブ】 ●専用品種（新漬用：マンザニロ、採油用： ミッション、ルッカ） ●電動収穫機利用（ミッション、ルッカ） 【露地中晩柑】 ●ドリップ灌水同時施肥栽培
6	オリーブ	1.0	オリーブ (マンザニロ) 0.4 (ミッション) 0.5 (ルッカ) 0.1	基幹1 名 補助1 名	476	2,972	【オリーブ】 ●5に同じ

- ・ 1 経営体当たり労働時間欄の上段は経営内労働力での年間労働時間、下段（全労働時間）は雇用を含む年間労働時間。

表 5 経営類型別営農モデル（新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標）

No	経営 類型	経営規模	初期的資本 整備額	経営内 労働力	農業 所得 (万円)	1 経営体当たり 労働時間 (全労働時間)	生産方式
1	施設 ぶどう＋ 露地 ぶどう	[作付面積等] 施設ぶどう(1月加温) 10a 施設ぶどう(2月加温) 10a 施設ぶどう(無加温) 20a 露地ぶどう(トンネル) 10a [経営面積] 50a	30,286 千円	基幹1名 補助1名	206	2,162 (2,162)	【施設ぶどう】 ●シャインマスカット：無核栽培、1月末加温10a ●ピオーネ：ジベレリン1回処理、減農薬栽培、2月上旬加温10a、無加温（3月上～中旬被覆）20a 【露地ぶどう】 ●トンネル栽培 ●ジベレリン1回処理
2	露地 みかん＋ 施設 中晩 柑＋ キウ イフル ーツ	[作付面積等] 露地みかん(早生) 30a 露地みかん(普通) 20a 施設中晩柑 10a キウフルーツ(香緑) 20a [経営面積] 80a	17,756 千円	基幹1名 補助1名	292	1,971 (2,091)	【露地みかん】 ●早生：マルチドリップ灌水同時施肥栽培、11月中旬から収穫 ●普通：露地栽培(隔年交互結実)、ドリップ灌水施設導入、3月上旬から出荷 【施設中晩柑】 ●不知火(無加温栽培)、養液土耕施設導入 【キウイフルーツ】 ●香緑：有袋栽培

- ・ 1 経営体当たり労働時間欄の上段は経営内労働力での年間労働時間、下段（全労働時間）は雇用を含む年間労働時間。

表 5 続き 経営類型別営農モデル（新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標）

No	経営 類型	経営規模	初期的資 本整備額	経営内 労働力	農業 所得 (万円)	1経営体当たり 労働時間 (全労働時間)	生産方式
3	キウ イフ ルーツ ＋ 露地 みかん	[作付面積等] キウイフルーツ (さぬきゴールド) 20a キウイフルーツ (香緑) 30a 露地みかん (小原紅早生) 30a [経営面積] 80a	15,764 千円	基幹1名 補助1名	220	2,168 (2,218)	【キウイフルーツ】 ●さぬきゴールド:露地栽培、10月 中旬出荷、一文字整枝、溶液授粉 ●香緑:露地栽培、11月中旬出荷、 一文字整枝、溶液授粉【露地みかん】 ●早生:マルチドリップ灌水同時施 肥栽培、11月中旬から出荷
4	露地 もも	[作付面積等] 早生(はなよめ) 20a 早生(日川白鳳) 20a 中生(あかつき) 30a 晩生(なつおとめ) 20a [経営面積] 樹園地 90a	8,086 千円	基幹1名 補助1名	249	2,492 (3,042)	【露地もも】 ●有袋、レーザー式選果機利用
5	施設 ぶどう ＋ ブロッ コリー	[作付面積等] 施設ぶどう(1月加温) 10a 施設ぶどう(2月加温) 10a 施設ぶどう(無加温) 10a ブロッコリー (年内・年明どり) 50a [経営面積] 80a	30,103 千円	基幹1名補 助1名	225	2,271 (2,271)	【施設ぶどう】 ●シャインマスカット(1月加温)、ピオーネ(2月 加温、無加温) 【ブロッコリー】 ●年内どり～年明けどり、作業支援 (定植、出荷調整)

- ・ 1 経営体当たり労働時間欄の上段は経営内労働力での年間労働時間、下段（全労働時間）は雇用を含む年間労働時間。

IV 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

果樹産地における生産基盤の整備については、産地協議会が作成する産地計画などの戦略に基づき、意欲ある担い手が行う取り組みに対し幅広い支援を行う。また、産地が直面している高齢化の進展や労働力不足を解消するため、作業環境の改善と省力化・低コスト化を図ることとし、優良品目・品種への転換と併せた傾斜の緩和や平坦地への移行、園内作業道の整備に努める。

また産地協議会を通じた農業委員会や農地中間管理機構との連携により、農地情報の共有化や効果的な情報提供を図り、今後も継続的に生産を担う農業者への園地集積のみならず、荒廃の恐れがある園地の一時的な管理手法の検討を含め、産地全体としての園地の総合的な利用やオリーブやキウイフルーツなどによる企業等の参入促進など、産地の活性化のための面的かつ幅広い取り組みを推進し、園地の流動化を図る。

- ・園地改造： 果樹園における園地改造については、優良品種の改植と併せて傾斜の緩和や平坦地への移行を進め、園内作業道整備の着実な推進が図れるような条件整備に努める。
また、水田転換園では、停滞水による品質低下を防止するための客土、明・暗きよなどの排水対策に努める。
- ・園内作業道： 園地の再編整備における効率的な果樹園経営を推進する観点から、計画的な改植に併せて園内作業道を配置することとし、農道との連結や機械化を想定した条件整備に努めるとともに、担い手への園地の集積による流動化を推進し、耕作放棄地の減少対策を講じる。

V 果実の流通および加工の合理化に関する基本的な事項

(1) 果実の流通・販売体制に関する基本方針

T P P 交渉が合意されるなど経済のグローバル化が進展するなかで、輸入量の増加による本県産果樹への影響が懸念される。

今後、消費者ニーズの多様化や相対取引、市場外流通などが増加する流通動向の変化の中で、生産量が少ない本県産果実が他県に負けない優位性を確保するためには、消費者ニーズを的確にとらえ、これに即応した生産流通販売戦略の策定ときめ細かい生産・販売体制の整備と品質管理体制の一層の強化を図る必要がある。

○共販体制の強化

共販体制を一層強化するためには、高性能な集出荷施設の整備による有利販売を可能とすることが重要である。有利販売を行うことにより、共販率の向上や契約取引による価格の安定を図るなど、時期別、市場別に実需者ニーズに即した計画的な出荷に努める。また、産地間の品質格差の是正によるブランド化の観点から、産地協議会の広域化や生産部会の統合再編の検討や効率的な指導販売体制への取り組みを検討する。

○集出荷施設の再編整備

県下の主産地では、高性能な集出荷施設が整備されており、集出荷場の再編整備が行われている。高性能選果機の導入や予冷施設や追熟施設等の附帯施設の再編整備等を行うことにより、市場等の要望に応える品質保証と出荷時期の調整や出荷量の確保を行う。

○多様な流通・販売形態に応じた販売とブランド化の推進

卸売市場を通じた出荷販売を基幹としながら、主たる実需者である量販店や地域に密着した小売業など多様な流通形態に対応すべく、果実の品質や出荷形態を見直すなど流通業者、販売業者等との連携のもと消費者ニーズに即した販路拡大に努める。

特に高品質果実については、果実専門店や百貨店などの高水準なニーズに基づく供給を行うことにより、ブランドの強化を図る。

また、県、農協職員による消費・流通動向調査を行うとともに、東京など大消費地における販路拡大のため、アンテナショップなどを利用した試験販売や市場・流通関係者を産地へ招聘した商談会などの開催や実需者と連携した P R 活動、各種広告媒体を活用した普及・宣伝を支援する。

輸出にあたっては、相手国のニーズを把握するとともに、輸出相手国の検疫条件に加え農薬残留基準についてもクリアすることが必要であることから、今後、輸出の拡大を図るため、国や関係機関と連携し、輸出相手国に対応した栽培基準を確立するとともに、流通関係者などと連携し、本県果実の輸出拡大に向けた取り組みを推進する。

(2) 果実の加工品開発に関する基本方針

オリーブについては、生産拡大、オリーブ関連商品の開発などによるオリーブ産業強化のための戦略を策定し、それに基づき施策展開を行う。

6次産業化に取り組む農業者等に対して、商品の付加価値化支援や見本市出展支援などによる商品づくりを支援するため、個別相談会の開催や課題解決に向けたアドバイスをを行う。

本県オリジナル品種が有する機能性成分について分析評価を行い、機能性表示制度の活用による消費拡大を促進する。

その他、県産果実の新需要の創出に向けた取り組みを促進する。

表6 果実の用途別出荷量の見通し

項目	平成26年度					平成27年度				
対象果 実の 種類	生産量	出荷量				生産量	出荷量			
		計	生食	加工	輸出		計	生食	加工	輸出
うんし ゆうみ かん	% (100.0) t 15,800	% (90.5) t 14,300	% (77.5) t 12,254	% (12.4) t 1,957	% (0.6) t 89	% (100.0) t 13,030	% (91.3) t 11,900	% (77.5) t 10,100	% (11.5) t 1,500	% (2.3) t 300
ぶどう	(100.0) 1,560	(87.8) 1,370	(85.0) 1,326	(2.7) 43	(0.1) 1	(100.0) 2,100	(90.5) 1,900	(87.9) 1,845	(2.4) 50	(0.2) 5
もも	(100.0) 1,490	(85.8) 1,280	(85.3) 1,276	(0.5) 2	(0.0) 2	(100.0) 1,800	(86.7) 1,560	(84.7) 1,525	(1.7) 30	(0.3) 5
キウイフルーツ	(100.0) 658	(83.6) 550	(82.7) 544	(0.6) 3	(0.0) 3	(100.0) 1,160	(89.7) 1,040	(86.2) 1,000	(0.9) 10	(2.6) 30
オレンジ	(100.0) 383	(100.0) 383	(0.0) 0	(100) 383	(0.0) 0	(100.0) 658	(100.0) 658	(0.0) 0	(100.0) 658	(0.0) 0
なし	(100.0) 544	(91.7) 499	(91.3) 493	(0.4) 2	(0.0) 0	(100.0) 530	(92.0) 488	(91.1) 483	(0.9) 5	(0.0) 0
びわ	(100.0) 288	(81.6) 235	(86.5) 579	(0.0) 2	(0.0) 0	(100.0) 420	(85.7) 360	(84.5) 355	(1.2) 5	(0.0) 0
かき	(100.0) 1,730	(78.6) 1,360	(77.7) 1,345	(0.9) 15	(0.0) 0	(100.0) 1,500	(85.3) 1,280	(84.3) 1,265	(1.0) 15	(0.0) 0
合計	(100.0) 22,453	(88.9) 19,977	(79.2) 18,124	(9.4) 2,147	(0.1) 95	(100.0) 21,198	(91.1) 19,186	(78.3) 16,573	(11.1) 2,273	(1.6) 340

表 7 選果施設の整備

項 目 対象果実 の 種 類	選別方式	平 成 2 6 年 度(現状)			平 成 3 7 年 度(目標)		
		施設数	年 間 処理量	1ヶ所当た り平均年間 稼働日数	施設数	年 間 処理量	1ヶ所当た り平均年間 稼働日数
かんきつ 類	ドラム式	ヶ所 1	t 148	日 170	ヶ所 1	t 120	日 170
	光線式(糖度熟度) +カラーグレーダー	2	7,181	270	2	7,800	270
	計	3	7,329	—	3	7,920	—
も も	重量式	1	22	25	1	20	25
	光線式(糖度熟度) +カラーグレーダー	3	716	77	2	880	80
	計	4	738	—	3	900	—
キ ウ イ フルーツ	重量式	6	321	100	3	650	120
	光線式(形状)	0	0	0	1	150	80
	計	6	321	100	4	800	—
か き	重量式	2	421	175	2	350	175
	光線式(糖度)	1	15	25	0	0	0
	カラーグレーダー	1	163	35	0	0	0
	光線式(糖度熟度) +カラーグレーダー	0	0	0	1	120	35
	計	4	599	—	3	470	—
な し	光線式(糖度熟度)	1	429	29	1	400	30

※光線式(形状)は、外観品質(大きさ、変形度など)を光線照射により測定するもの(重量除く)。

カラーグレーダーは、カラーカメラにより階級判別をするもの(等階級、傷、色合い)。

カメラ式は、色合い、大きさをカメラで測定し、等階級は手選別するもの。

光線式(糖度熟度)は、いわゆる光センサーによる非破壊選果機である。

VI その他必要な事項

（１）食の安全・安心に関する取組の推進

果実の需要拡大に向けた食べ方提案や輸出など新たな販路開拓が必要となる中、生産物における安全・安心の確保に関しては、行政の施策のみならず、生産者を始めとする食品関連事業者、行政、消費者がそれぞれの役割の中で責務を果たすことや相互の連携、情報共有がますます重要となってくる。

このため、本県の実情を踏まえて「香川県農林水産物の安全・安心確保計画」に基づき、適正な食品表示の徹底やトレーサビリティ、農業生産工程管理（GAP）の導入の推進を図る。

また、堆肥の施用等果樹生産の基盤となる土作りを基本とし、化学合成農薬を減少させるフェロモン剤や防ガ灯等を取り入れた持続性の高い農業生産方式の導入を推進する。

（２）バイオマスの活用

剪定枝等のバイオマスについては、堆肥等への活用を推進し、環境負荷の低減を図る等循環型社会の形成を目指す。

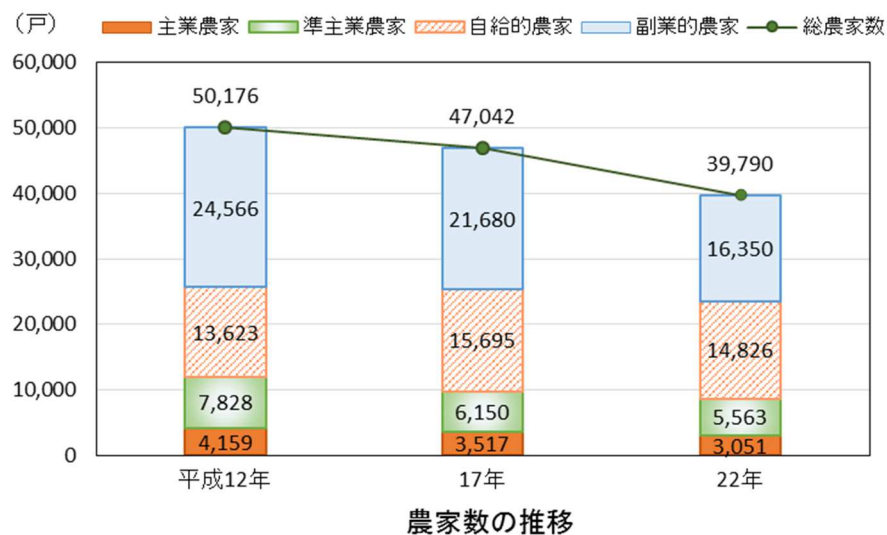
（３）その他

果樹農業をめぐる情勢が急激に変化していることに対応して、適宜、果樹農業振興協議会において本計画内容の追加、変更、廃止など必要な見直しを行うこととする。

【参考資料】

（１）農家数

平成 22 年の県内の総農家数は 39,790 戸であり、平成 12 年からの 10 年間で 7,252 戸減少（21%減）しており、主業農家については 1,108 戸減少（27%減）しています。



資料：農林水産省「農林業センサス」

（２）農家世帯比率

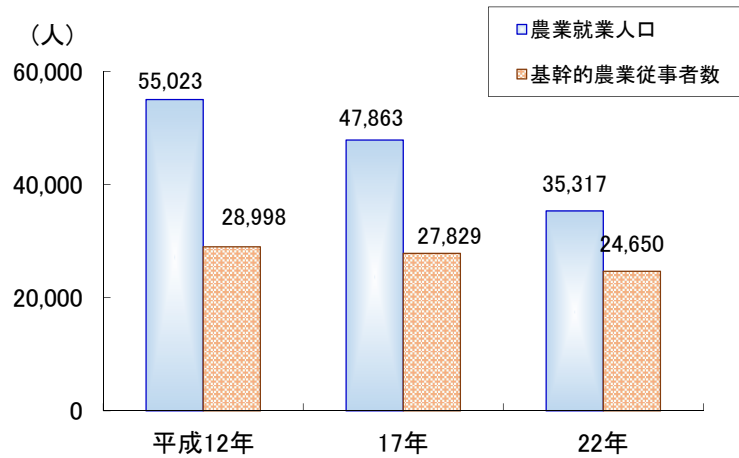
本県の農家世帯比率は 10.2%であり、全国平均（4.9%）を上回って全国 13 位に位置しています。

区 分	第 1 位	2 位	3 位	13位		45位	46位	47位
都道府県	岩手県	秋田県	鳥取県	香川県	全国平均	神奈川県	大阪府	東京都
総世帯数に占める割合	15.8%	15.4%	15.1%	10.2%	4.9%	0.7%	0.7%	0.2%

資料：農林水産省 平成 22 年「農林業センサス」、総務省 平成 22 年「国勢調査報告」

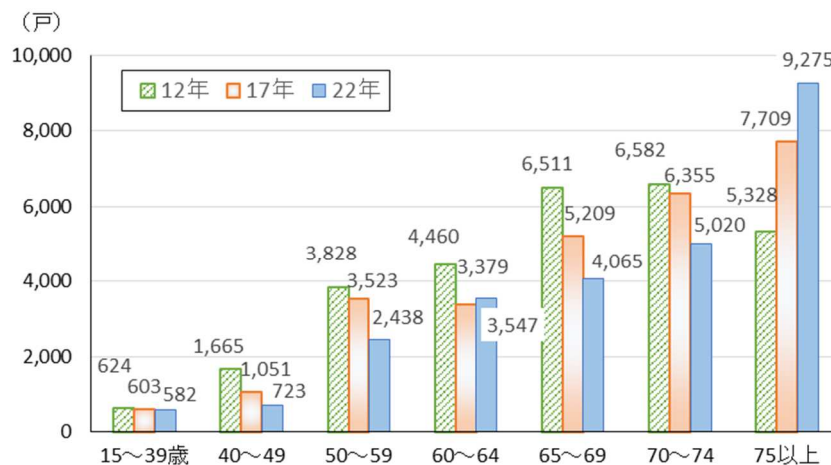
(3) 農業就業人口と基幹的農業従事者

平成 22 年の農業就業人口は 35,317 人であり、平成 12 年からの 10 年間で 19,706 人減少（36%減）しています。基幹的農業従事者数については 4,348 人減少（15%減）しており、また、75 歳以上が大きく増加するなど、高齢化も進んでいます。



農業労働力の推移

資料：農林水産省「農林業センサス」

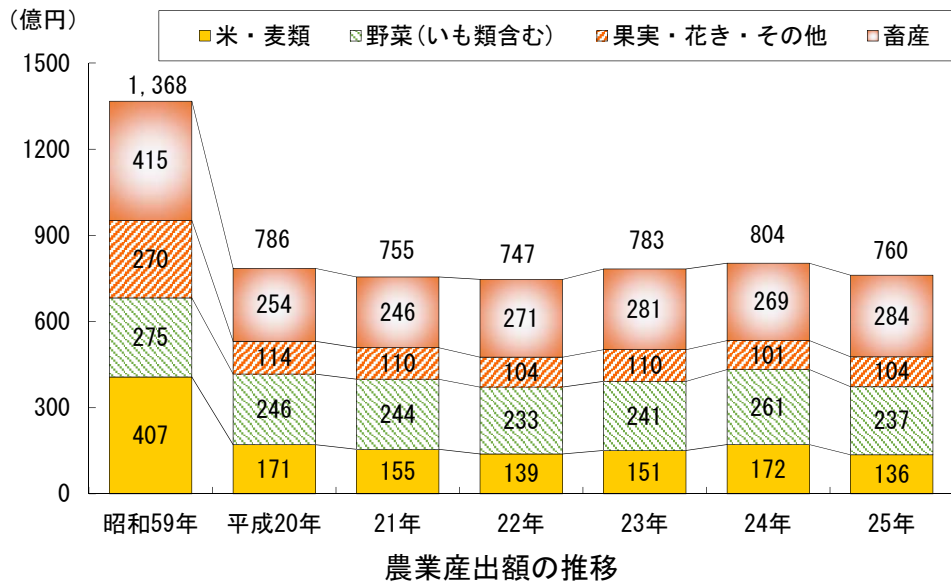


年齢階層別の基幹的農業従事者数

資料：農林水産省「農林業センサス」

(4) 農業産出額

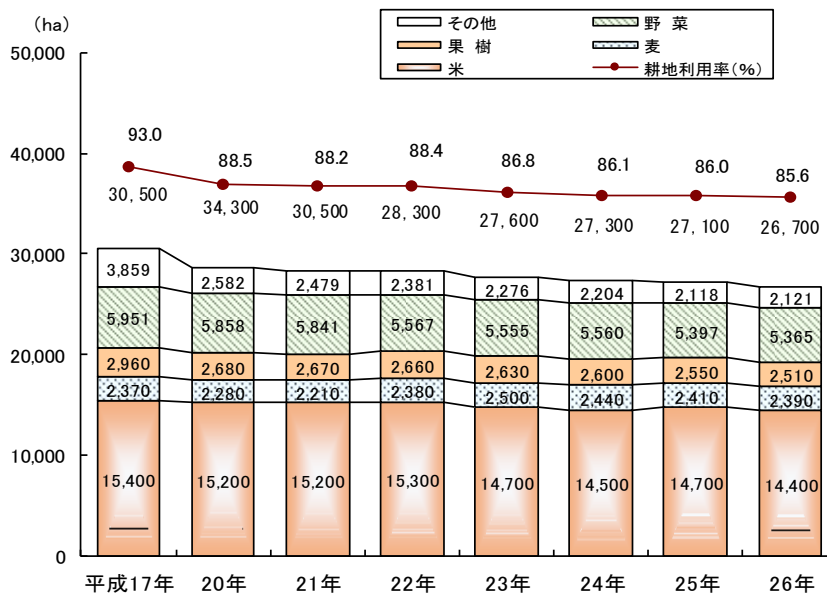
本県の農業産出額全体は、昭和 59 年をピークとして、長期にわたり減少していましたが、近年は横ばいで推移しており、平成 25 年の農業産出額は 760 億円となっています。



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

(5) 作付延べ面積と耕地利用率

本県の作付延べ面積は年々減少しており、平成 26 年は 26,700ha となっています。耕地利用率も低下傾向にあり、平成 26 年は 85.6% となっています。



資料：農林水産省「面積調査」

(6) 「さぬき讃フルーツ」の生産振興目標

品 目	品 種 名	栽培面積(ha) 及び「さぬき讃フルーツ」販売量(t)				振興方針
		現 況		目 標		
		平成 24 年	平成 25 年	平成 32 年	平成 37 年	
うんしゅうみかん	小原紅早生	64 (544) ※()内 は販売 量	70 (208)	102 (690)	115 (780)	うんしゅうみかんのプライスリーダーとして高品質化に向けた個別指導の徹底と既存品種栽培者を中心に面積の拡大と品質の向上を促す。販売面については、特に高品質果実及び輸出等の販路拡大を促進する。
ぶどう	シャインマスカット	10 (23)	12 (25)	28 (170)	36 (220)	生産拡大と販売計画に基づく作型導入により、実需者の需要に応じた出荷体制と個別指導による高品質果実の安定生産を促進する。 ピオーネは着色向上を図るため、県選抜優良系統への改植を推進する。販売面については、特に高品質果実及び輸出等の販路拡大を図る。
	ピオーネ	107 (109)	106 (98)	99 (100)	95 (100)	
	計	117 (132)	118 (123)	127 (270)	131 (320)	
もも	白鳳・白桃系 ※2	138 (171)	139 (132)	155 (160)	160 (170)	選果機の機能向上と広域集出荷による対象者拡大と優良系統への改植を推進する。
キウイフルーツ (さるなし含む)	香 緑	26 (126)	27 (150)	29 (340)	32 (380)	「香緑」、「さぬきゴールド」に「さぬきエンジェルスweet」、「さぬきキウイっこ」など果肉色、大きさ、食味の異なる県オリジナルブランドの生産拡大による主産県への飛躍と認知度向上を図る。 「さぬきキウイっこ」については、果実専門店をターゲットにした販売と並行し、果実が小さいといった特性を活かし、学校給食への提案、コンビニ販売など若年層を中心とした消費者へのPRによる販路拡大を推進する。 また、「さぬきゴールド」については、機能性表示を活用し、健康志向の高い中高年層へのPRに取り組む。
	さぬきゴールド	7 (49)	8 (56)	9 (140)	12 (190)	
	さぬきキウイっこ	3 (3)	5 (3)	11 (240)	14 (310)	
	さぬきエンジェルスweet等(香粋含む)	4 (17)	4 (17)	9 (70)	11 (80)	
	小 計	40 (195)	44 (226)	58 (790)	69 (960)	
なし	幸水・豊水	33 (163)	33 (177)	31 (180)	29 (190)	面積減少と高齢化のなか、ジョイント栽培の導入を図り、園地を集約し、高品質栽培の取り組みを推進する。
合計		392 (1,205)	404 (866)	473 (2,090)	504 (2,420)	

※1 栽培面積：平成 24、25 年産特産果樹動態調査および県調べ。

※2 面積については、白鳳・白桃系のうち、県推進品種(日川白鳳、あかつき、なつおとめ)の合計